

Microsoft 社ソフトウェア等 使用許諾権

Software license agreement

仕 様 書

公立大学法人滋賀県立大学

令和 7 年 1 月

目 次

I. 仕様書概要説明	1
1. 調達背景及び目的	1
2. 調達件名	1
3. 技術的要件の概要	1
4. その他	1
4-1 技術仕様等に関する留意事項	1
4-2 導入に関する留意事項	1
4-3 その他の留意事項	
II. 備えるべき技術的要件	2
1. ライセンス要件	2
2. ソフトウェア要件	2
3. 契約形態	2
4. その他の要件	3

I. 仕様書概要説明

1. 調達の背景及び目的

本調達は、平成27年度より利用を開始している、全学を対象としたソフトウェアのライセンス包括契約の更新を目的とするが、令和2年9月よりMicrosoft365アカウントを教職員、学生に割当て、メール機能、データ保存機能、オンライン会議機能等の提供を開始しており、現在はEESにて契約を行っている。本調達において、この契約の更新を行うものとする。

これにより、これまで以上に情報資産活用の利便性向上が図られるのみならず、ソフトウェアにかかるコンプライアンス対策や情報セキュリティの維持など、適正な管理並びに運用が持続的に図られ、総所有コストが軽減されることなどを目的とする。

2. 調達件名

Microsoft社ソフトウェア等の使用許諾権 一式

3. 技術的要件の概要

- 3-1 本調達に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、「II. 備えるべき技術的要件」に示すとおりである。
- 3-2 技術的要件はすべて必須の要求要件である。
- 3-3 必須の要求要件は、本学が必要とする最低条件を示しており、必ずこれを満たすこと。
- 3-4 現行EES契約を本調達で更新するが、契約開始時、現在設定されている内容は初期化されず、引き続き、現設定内容にて運用を継続できるようにすること。更新を行う事で、現設定内容が初期化される場合は事前に本学担当者に説明し承認を得るとともに、対応方法を示すこと。
- 3-5 契約期間中、マイクロソフト社による仕様変更が行われ、ライセンス、サービス等が利用できなくなった場合、本学及びマイクロソフト社と連携して不具合の解消に努めること。

4. その他

4-1 技術仕様等に関する留意事項

提案するソフトウェアライセンスは、入札時点で製品化されていること。

4-2 導入に関する留意事項

4-2-1 使用許諾権の履行期間 令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日

4-3 その他の留意事項

4-3-1 請負者は、開示を受けた情報及び知り得た情報のうち、一般公開している情報以外について、守秘義務を負う。

Ⅱ. 備えるべき技術的要件

1 ライセンス要件

1-1 品名及び数量：Microsoft365 Education A3 + A5 Security

- ・ M365 A3 Unified Edu Sub Per User Faculty
level A × 500
- ・ M365 A5 Security Edu Sub Per User Faculty
level A × 500
- ・ Entra ID P1 Edu Sub Per User × 533
- ・ Defender O365 P1 Edu Sub Per User × 533

1-2 ライセンスプログラム： Enrollment for Education Solutions(EES) 5年

※上記契約の中で「Entra ID P1」を利用できること。

2 ソフトウェア要件

2-1 上記ライセンスに準じたソフトウェア・サービスが利用可能であること。

2-2 上記ライセンスに準じた権利を行使できること。

2-3 FastTrack を利用できること。

2-4 仮想環境にインストールし使用する権利を有していること。

2-5 主に学生が授業、自主利用等で利用する情報教室にインストールし使用する権利を有していること。当教室は1つのクライアントイメージを各クライアントに配信して利用する形態である。

2-6 すべての教職員生が上記ライセンスに準じてメールシステムを利用できること。

2-7 平成28年度末以降の卒業生が上記ライセンスに準じてメールシステムを利用できること。

2-8 本契約におけるすべてのソフトウェアライセンスについて、一元的に管理が行える機能を有すること。

2-9 契約期間中、別予算において、上記ライセンスで提供されるMicrosoft365アカウントを介して、Azure等を利用したサービスや、開発環境・AIツール等のライセンスを利用者に提供する可能性がある。本学担当者との協議の上、これらに対応することが可能であること。

3 契約形態

3-1 5年間を使用期間とする非永続ライセンスであること。

3-2 本学すべての組織を対象とすること。

3-3 本契約は、本学に所属するすべての教職員及び学生が利用対象であること。

なお、令和7年1月20日現在の本ライセンス対象人数は以下のとおりである。

- ・ Microsoft365 A3 対象ユーザ
 - ・ 常勤教員数： 204名
 - ・ 常勤職員数： 81名
- ・ Office365 A1 対象ユーザ
 - ・ 非常勤教員数： 231名
 - ・ 非常勤職員数： 124名

- ・ 学生数等：現時点で令和 7 年度の学生数は不確定であるため、確定した段階で落札者に伝える。
- 3-4 本学が所有するすべてのパーソナルコンピュータが対象であること。
- 3-5 本学に所属する常勤教職員が個人で所有するパーソナルコンピュータ、タブレット等に対して、5 ライセンス分の Microsoft 365 Apps for enterprise を在職期間中に限り使用する権利を有していること。
- 3-6 教職員、学生の Microsoft 365 Apps for enterprise の利用にあたり、PC/スマートフォン/タブレットへの導入手順書の作成提供を行うこと。
- 3-7 本学学生が個人で所有するパーソナルコンピュータ、タブレット等に対して、各 5 ライセンス分の Microsoft 365 Apps for enterprise を在学期間中に限り使用する権利を有していること。
- 3-8 本契約で、Azure Dev Tools for Teaching を無償で利用できること。
- 3-9 Azure Dev Tools for Teaching にて提供されるソフトウェア及びライセンスについて全て利用する権利を有していること。
- 3-10 Azure Dev Tools for Teaching について非商業・非営利の教育・研究目的にのみに限り利用可能であること。
- 3-11 本学の教職員、学生のメールシステムは Microsoft 365 上で Exchange Online サービスを利用しており、本件で契約する EES 契約の中で引き続きメールを利用できること。また、卒業生には同じく、本学で運用中の Microsoft 契約テナントに該当のライセンス (Exchange Online for Alumni) を追加し「生涯メールアカウント」を発行して、今後卒業する学生及び既に卒業している学生に永続的にメールアドレスを提供できること。
- 3-12 現在も EES 契約を締結しており、この契約により、一部の教職員は学内メールアドレスを ID として Microsoft 365 にログインして Office 製品の利用を行っている状況がある。この Microsoft 365 のログイン画面と連動してメール機能を利用できるようにすること。
- 3-13 上記学生及び教職員用メールシステムの運用にあたり必要なライセンスを利用できるようサポートを行うこと。メールシステム利用について、ライセンスが原因と思われる不具合等が発生した場合は、マイクロソフト社と連携して不具合の解消に努めること。
- 3-14 ライセンス、ソフトウェア等の名称変更が行われた場合でも、同等ライセンスを準備すること。
- 3-15 契約期間中の金額の変更は行われぬこと。
- 3-16 費用の支払いは、年度ごとに 4 月末日までに支払うものとする。

4 その他の要件

- 4-1 本仕様書に明記されていない事項については必要に応じて本学担当者との協議の上決定すること。
- 4-2 知り得た情報は本学の許可なく、第三者に開示、漏洩、及び本契約を履行する目的以外に使用してはならない。
- 4-3 本ライセンスは常勤教職員数、非常勤教職員数に応じたライセンスであるため、契約更新の際に届け出た教職員数に応じた料金を支払うものとする。

4-4 納入場所

公立大学法人滋賀県立大学 経営企画課

住所： 滋賀県彦根市八坂町 2500